ロ　処理される物質と直接接触する全ての部分品が使い捨てのものである使い捨て式の遠心分離機
（削る）
（削る）
四　クロスフローろ過用の装置であって、次のイ及びロに該当するもの（逆浸透膜を用いたものの及び血液の浄化を行うために設計したものを除く。）
イ　（略）
ロ　次の（一）又は（二）に該当するもの
（一）　定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることができるもの
（二）　（略）
四の二・五　（略）
五の二　毒素又は病原性微生物の乾燥に用いることができる噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの
イ・ロ　（略）
ハ　定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることができるもの
六～九　（略）
十　ペプチドの合成を行うための装置であって、一部又は全部が自動化されたもののうち、一ミリモル以上のシステム合成スケールでペプチドを生成することができるもの

第四条　輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～四　（略）
五　合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置であって、次のイ及びロに該当するもの
イ　（略）
ロ　第七号ハ（二）1から9までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計したもの
六　（略）
七　合金又はその粉末であって、次のいずれかに該当するもの（コーティングに使用するために特に調合したものを除く。）
イ・ロ　（略）
ハ　合金の粉末であって、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの
（一）　（略）
（二）　次のいずれかの方法によって製造したもの
1～8　（略）
9　超音波噴霧法
（三）　（略）
ニ　（略）
八・九　（略）
十　超電導材料であって、次のいずれかに該当するもの（長さが一〇〇メートルを超えるもの又は全重量が一〇〇グラムを超えるものに限る。）
イ　（略）

ロ　研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの
ハ　メカニカルシールで軸封をしているもの
ニ　定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの
四　クロスフローろ過用の装置であって、次のイ及びロに該当するもの（逆浸透膜を用いたものの及び血液の浄化を行うために設計したものを除く。）
イ　（略）
ロ　次の（一）又は（二）に該当するもの
（一）　定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの
（二）　（略）
四の二・五　（略）
五の二　噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの
イ・ロ　（略）
ハ　定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの
六～九　（略）
（新設）

第四条　輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～四　（略）
五　合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置であって、次のイ及びロに該当するもの
イ　（略）
ロ　第七号ハ（二）1から8までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計したもの
六　（略）
七　合金又はその粉末であって、次のいずれかに該当するもの（コーティングに使用するために特に調合したものを除く。）
イ・ロ　（略）
ハ　合金の粉末であって、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの
（一）　（略）
（二）　次のいずれかの方法によって製造したもの
1～8　（略）
（新設）
（三）　（略）
ニ　（略）
八・九　（略）
十　超電導材料であって、次のいずれかに該当するもの（長さが一〇〇メートルを超えるもの又は全重量が一〇〇グラムを超えるものに限る。）
イ　（略）